

自動車整備士の 法令教本

令和8年（2026年）版

《法令の改正》

◎車両法：令和1年5月24日
法律第14号まで

◎施行規則：令和7年10月31日
国土交通省令第107号まで

◎点検基準：令和5年10月20日
国土交通省令第86号まで

◎保安基準：令和8年1月9日
国土交通省令第1号まで

◎細目告示：令和8年1月9日
国土交通省告示第8号まで

I 車両法（抜粋）

1. 自動車の種類	1
2. 登録制度	2
3. 保安基準	3
4. 点検整備制度	4
5. 検査制度	5
6. 認証制度	6
7. 指定制度	7
8. その他	8

II 保安基準

1. 自動車の構造	1
2. 自動車の装置（原動機及び シャシ関係）	2
3. 自動車の装置（車体関係）	3
4. 自動車の装置（公害防止関係）	4
5. 自動車の装置（灯火関係）	5
6. 自動車の装置（運転操作）	6
7. 緊急自動車等	7

参考：特殊自動車の例	参考
------------	----

覚えておこう!!	覚えて おこう
----------	------------

索引	索引
----	----

目 次

1. 本書の注意点	5
2. 車両法の法体系	7
3. 車両法の概要と要点	8
4. 車両法に関連する法律	11
5. 最近の主な法令の改正概要	16

I 道路運送車両法（抜粋）

1. 自動車の種類

・この法律の目的（第1条）	17
・定義（第2条）	18
・自動車の種別（第3条）	20

2. 登録制度

・登録の一般的効力（第4・5条）	23
・自動車登録ファイル（第6条）	24
・新規登録の申請（第7条）	24
・新規登録の基準（第8条）	27
・新規登録事項（第9条）	27
・自動車登録番号標の封印等・表示の義務（第11・19条）	28
・変更登録（第12条）	32
・移転登録（第13条）	33
・永久抹消登録（第15条）	34
・一時抹消登録（第16条）	34
・自動車登録番号標交付代行者／封印の取付けの委託（第25・28条の3）	34
・車台番号等の打刻（第29・30・31・32条）	35
・譲渡証明書等（第33条）	36
・臨時運行の許可（第34・35・36・73条）	36
・回送運行の許可（第36条の2）	38

3. 保安基準

・自動車の構造（第40・99条）	39
・自動車の装置（第41条）	40
・乗車定員／最大積載量（第42条）	40

4. 点検整備制度

・使用者の点検及び整備の義務（第47条）	41
・日常点検整備（第47条の2）	41
・定期点検整備（第48条）	46
・点検整備記録簿（第49条）	68
・特定整備の定義（第49条）	70
・整備管理者／選任届（第50・52条）	72
・整備命令（第54・54条の2・99条の2）	73
・自動車整備士の技能検定（第55条）	76
・自動車の点検及び整備に関する手引（第57条）	80
・自動車の点検及び整備に関する情報の提供（第57条の2）	81

5. 検査制度

・自動車の検査（第58・58条の2・72条・74条の2・74条の3）	81
・新規検査（第59・97条の4）	84
・継続検査（第62・97条の2・97条の4）	85
・臨時検査（第63条）	86
・自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査（第67条）	86
・予備検査（第71条）	91
・自動車検査証の有効期間（第61条）	91
・自動車検査証の備付け・返納・再交付（第66・69・70条）	94
・自動車検査証記録事項（第58条）	94
・検査標章（第66・70条）	98
・限定自動車検査証（第71条の2）	99
・車両番号標（第73条）	99
・自動車の指定（第75条・75条の2）	100
・装置の指定（第75条の3・75条の4）	100
・改善措置の勧告（第63条の2・63条の3）	102
・独立行政法人自動車技術総合機構の審査（第74条の2）	103
・軽自動車検査協会の検査（第74条の3・76条の2）	103

▪ 継続検査に係る自動車検査証への 記録等に関する事務の委託 (第74条の5) ……………	103
---	-----

6. 認証制度

▪ 自動車特定整備事業(第77・78・79・81・ 89・93・100条) ……………	104
▪ 認証基準(第80条) ……………	108
▪ 特定整備事業者の義務 (第90・91条の2) ……………	117
▪ 特定整備記録簿(第91条) ……………	118
▪ 特定整備事業者の遵守事項 (第91条の3・92条) ……………	119

7. 指定制度

▪ 優良自動車整備事業者の認定 (第94条) ……………	122
▪ 指定自動車整備事業の指定 (第94条の2・94条の9) ……………	125
▪ 指定自動車整備事業者の設備の維持 (第94条の3) ……………	127
▪ 自動車検査員 (第94条の4・94条の10) ……………	128
▪ 保安基準適合証(第94条の5・ 94条の10・自賠法9条) ……………	129
▪ 責任保険(自賠法第5・6・8・9条) ……	133
▪ 指定整備記録簿(第94条の6) ……………	134
▪ 指定自動車整備事業者の罰則 (第94条の7・94条の8) ……………	136
▪ 限定保安基準適合証 (第94条の5の2) ……………	136

8. その他

▪ 自動車整備振興会(第95・96条) ……	137
▪ 検査対象外軽自動車の使用の届出 (第97条の3) ……………	137
▪ 手数料の納付(第102条) ……………	138

Ⅱ 道路運送車両の保安基準

1. 自動車の構造

▪ 用語の定義(第1条) ……………	140
▪ 長さ、幅及び高さ(第2条) ……………	142

▪ 最低地上高(第3条) ……………	145
▪ 車両総重量(第4条) ……………	147
▪ 軸重／輪荷重(第4条の2) ……………	147
▪ 安定性(第5条) ……………	149
▪ 最小回転半径(第6条) ……………	151
▪ 接地部及び接地圧(第7条) ……………	152

2. 自動車の装置(原動機及びシャシ関係)

▪ 原動機及び動力伝達装置(第8条) ……	152
▪ 走行装置(第9条) ……………	155
▪ 操縦装置(第10条) ……………	156
▪ かじ取装置(第11条) ……………	159
▪ 施錠装置(第11条の2) ……………	161
▪ 制動装置(第12条) ……………	163
▪ 緩衝装置(第14条) ……………	167
▪ 燃料装置(第15条) ……………	168
▪ 電気装置(第17条の2) ……………	170

3. 自動車の装置(車体関係)

▪ 車枠及び車体[強度](第18条) ……	170
▪ 車枠及び車体[突起と回転部分] (第18条) ……………	171
▪ 車枠及び車体[リヤオーバーハング] (第18条) ……………	174
▪ 車枠及び車体[衝突安全性] (第18条) ……………	175
▪ 車枠及び車体[車体表示] (第18条) ……………	177
▪ 巻込防止装置(第18条の2) ……………	177
▪ 突入防止装置(第18条の2) ……………	180
▪ 前部潜り込み防止装置(第18条の2) ……	184
▪ 乗車装置(第20条) ……………	185
▪ 運転者席(第21条) ……………	186
▪ 座席(第22条) ……………	188
▪ 座席ベルト(第22条の3) ……………	190
▪ 頭部後傾抑止装置(第22条の4) ……	193
▪ 年少者用補助乗車装置等 (第22条の5) ……………	193
▪ 通路(第23条) ……………	195
▪ 立席(第24条) ……………	195
▪ 乗降口(第25条) ……………	195
▪ 非常口(第26条) ……………	196

▪ 物品積載装置(第27条) ……………	197
▪ 窓ガラス(第29条) ……………	199
▪ 窓ガラス〔貼付物等〕(第29条) ……	201

4. 自動車の装置(公害防止関係)

▪ 騒音防止装置(第30条) ……………	204
▪ ばい煙、悪臭のあるガス、有害な ガス等の発散防止装置(第31条) ……	208
▪ 窒素酸化物排出自動車等の特例 (第31条の2) ……………	218

5. 自動車の装置(灯火関係)

▪ 灯火等の性能と取付に関する 共通基準……………	221
▪ 走行用前照灯(第32条) ……………	221
▪ すれ違い用前照灯(第32条) ……………	228
▪ 配光可変型前照灯(第32条) ……………	232
▪ 前照灯照射方向調節装置(第32条) ……	233
▪ 灯火等の個数の測定方法 (細目告示別添94) ……………	233
▪ 前部霧灯(第33条) ……………	235
▪ 側方照射灯(第33条の2) ……………	237
▪ 低速走行時側方照射灯(第33条の3) ……	238
▪ 車幅灯(第34条) ……………	239
▪ 前部上側端灯(第34条の2) ……………	242
▪ 昼間走行灯(第34条の3) ……………	243
▪ 前部反射器(第35条) ……………	244
▪ 側方灯及び側方反射器(第35条の2) ……	245
▪ 番号灯(第36条) ……………	249
▪ 尾灯(第37条) ……………	252
▪ 後部霧灯(第37条の2) ……………	256
▪ 駐車灯(第37条の3) ……………	257
▪ 後部上側端灯(第37条の4) ……………	257
▪ 後部反射器(第38条) ……………	258
▪ 大型後部反射器(第38条の2) ……………	260
▪ 再帰反射材(第38条の3) ……………	263
▪ 制動灯(第39条) ……………	264
▪ 補助制動灯(第39条の2) ……………	268
▪ 後退灯(第40条) ……………	269
▪ 方向指示器(第41条) ……………	274
▪ 補助方向指示器(第41条の2) ……………	281
▪ 非常点滅表示灯(第41条の3) ……………	281

▪ 緊急制動表示灯(第41条の4) ……………	282
▪ 後面衝突警告表示灯(第41条の5) ……	282
▪ 灯火器類の不適切な補修 (審査規程4-4) ……………	283
▪ その他の灯火等の制限(第42条) ……	284

6. 自動車の装置(運転操作)

▪ 警音器(第43条) ……………	288
▪ 非常信号用具(第43条の2) ……………	291
▪ 警告反射板(第43条の3) ……………	292
▪ 停止表示器材(第43条の4) ……………	293
▪ 盗難発生警報装置(第43条の5) ……	293
▪ 車線逸脱警報装置(第43条の6) ……	294
▪ 車両接近通報装置(第43条の7) ……	295
▪ 事故自動緊急通報装置 (第43条の8) ……………	295
▪ 側方衝突警報装置(第43条の9) ……	297
▪ 車両後退通報装置(第43条の10) ……	297
▪ 後写鏡(第44条) ……………	298
▪ 後退時車両直後確認装置 (第44条の2) ……………	304
▪ 窓ふき器等(デフロスタ)(第45条) ……	304
▪ 速度計等(第46条) ……………	305
▪ 事故情報計測・記録装置 (第46条の2) ……………	307
▪ 消火器(第47条) ……………	307
▪ 内圧容器及びその付属装置 (第47条の2) ……………	308
▪ 自動運行装置(第48条) ……………	309
▪ 運行記録計(第48条の2) ……………	309
▪ 速度表示装置(第48条の3) ……………	310

7. 緊急自動車等

▪ 緊急自動車(第49条) ……………	311
▪ 道路維持作業用自動車(第49条の2) ……	311
▪ 自主防犯活動用自動車(第49条の3) ……	312
▪ 乗車定員／最大積載量(第53条) ……	313

■ 参考：特殊自動車の例 …………… 314

■ 覚えておこう!! (過去5年間の出題箇所から抜粋)

▪ 車両法……………	316
▪ 保安基準……………	319

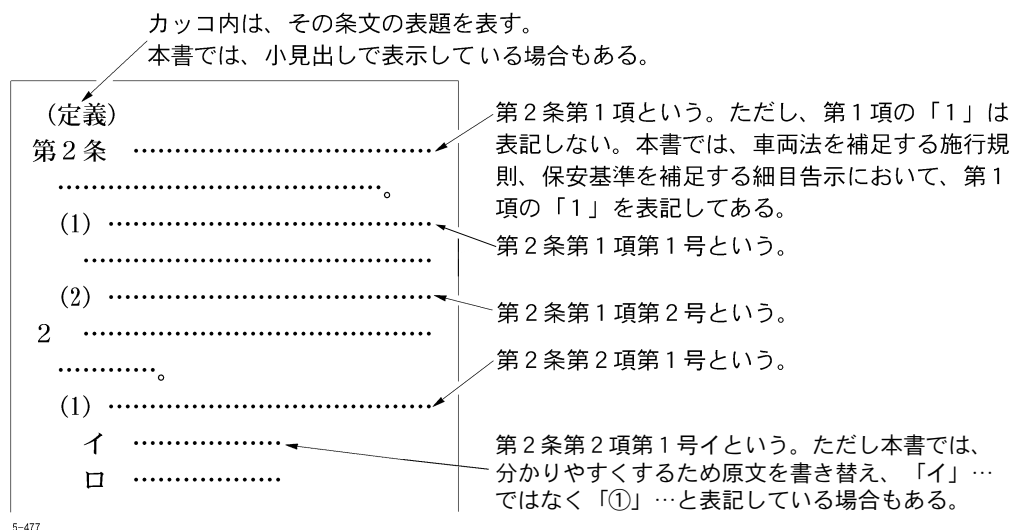
■ 索引 …………… 329

1. 本書の注意点

■ 法令の改正

- 本書は、2026年2月末時点の関係法令をもとに編集している。従って、それ以降に法令が改正された場合、その部分の内容が改正法令に適合しなくなることをご了承いただきたい。

■ 法令の条文の読み方



■ 原文の書き替え

- 本書では、法令の内容をわかりやすくするため、法令の原文が難解な表現であったり、理解しにくい場合（他の条項を引用している場合）は、原文に一部手を加え書き替えている。例えば、車両法第94条の9（指定自動車整備事業者の準用規定）は、次のように書き替えている。

〈原文〉

第94条の9 第81条第1項（同項第4号に係る部分に限る。）及び第2項並びに第89条の規定は、指定自動車整備事業者について準用する。①②③

〈本書〉

第94条の9 指定自動車整備事業者は、事業場の設備のうち国土交通省令で定める特に重要なものについて変更が生じたときは、その事由が生じた日から30日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。…①

2. 指定自動車整備事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。…②

3. 指定自動車整備事業者は、事業場において、公衆の見易いように国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならない。…③

4. 指定自動車整備事業者以外の者は、前項の標識またはこれに類似する標識を掲げてはならない。…③

- 従って、第94条の9の原文は第1項のみだが、本書では第1項、第2項、第3項、第4項となっており、必ずしも原文どおりの項または号の構成とはなっていない。

■ 条文の適用車種

- 保安基準では、条文の適用車種、または適用除外車種が細かく規定されており、内容が理解しにくい要因の1つともなっている。そこで本書では、保有台数がわずかな自動車の場合、次のように表記を一部省略してある。

〈原文〉

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯……

次の表に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）……

〈本書〉

二輪自動車等を除く自動車に備えるすれ違い用前照灯……

次の表に掲げる自動車……（適用除外：二輪自動車等）。

■ 自動車の製作年月日による規定の違い

- 自動車の製作年月日により適用される規定が異なる場合、「道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下、適用整理の告示）」により適用の整理が図られている。本書では同告示に係る部分については、次のように表記している（アンダーライン部分）。また、適用の整理を省略している場合もある。

(2) 走行用前照灯の灯光の色は、白色であること。

※平成17年12月31日以前に製作された自動車については、走行用前照灯の灯光の色は、白色または淡黄色であり、その全てが同一であればよい。

■ 過去出題例（過去5年分の法令問題を収録）

- 本書に収録している「過去出題例」は、1級小型、2級・3級（ガソリン・ディーゼル・シャシ・二輪）及び車体整備士を対象とし、令和7年10月～令和3年3月の登録試験または検定試験を掲載している。
- 過去問題において、出題後の法改正により問題自体が不適切な内容になることがある。このような場合は、法改正に適合するように、編集部の方で問題の一部に手を加えるとともに、「改」と書き込んでいる。
- 問題の末尾には、問題の種類と出題時期を記載した。[2G R7.10]の場合、令和7年10月に行われた2級ガソリンの問題であることを表している。
また、G…ガソリン、D…ディーゼル、C…シャシ、N…2輪、K…小型、車…車体の略称とした。

■ 太字等について（試験に良く出る項目を強調）

- 過去5年間に試験された項目について、枠線内のように太字等を用いて強調している。



定義

試験で問われた内容を太字と過去出題で強調

出題されている試験の種類

第2条 この法律で「道路運送車両」とは、**自動車、原動機付自転車及び軽車両**をいう。

2. この法律で「**自動車**」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で、軌条もしくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。

▷ 3級・2級

2. 車両法の法体系

■ 権限の委任

- 道路運送車両法（車両法）では、例えば、継続検査は国土交通大臣が行うことになっている。しかし、実際に大臣が検査を行うことはできない。
- そこで、日本の法律では権限を下部組織の各行政機関に委任している。具体的には、国土交通大臣 ⇒ 地方運輸局長 ⇒ 運輸支局長といった流れになっている。従って、法律の条文で「国土交通大臣が行う」という場合でも、実際は地方運輸局長または運輸支局長が担当することになる。もっとも、現実的には各責任者から指示を受けた現場の職員が実務を行うことになる。車両法の場合、第105条で次のように規定している。

（権限の委任）

第105条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

2. この法律に規定する地方運輸局長の権限、及び前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸監理部長または運輸支局長に委任することができる。

■ 法律の整備

- 日本の法令は一般に、法律 ⇒ 政令 ⇒ 省令 ⇒ 告示・通達といった体系となっている。
- 法律は国会で決められるわけであるが、それに基づき政令が内閣から、そして省令が各省から、それぞれを補うかたちで公布される。また、告示・通達は省令をさらに補うかたちで、地方の行政機関などに対して文書で発せられる。
- 本書では便宜上、法令を次のように略して使用している。

道路運送車両法	車両法
道路運送車両法施行令	施行令
道路運送車両法施行規則	施行規則
優良自動車整備事業者認定規則	認定規則
指定自動車整備事業規則	指定規則
自動車登録令	登録令
自動車登録規則	登録規則
道路運送車両の保安基準	保安基準
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示	細目告示
道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示	適用整理の告示
自動車点検基準	点検基準
自動車検査業務等実施要領について	実施要領
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程	審査規程
自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令	申請書等の様式等を定める省令
自動車整備士技能検定規則	検定規則

1. 自動車の種類

この法律の目的

▷ 1級・車体

過去出題▶ **第1条** この法律は、道路運送車両に関し、**所有権**についての**公証**等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止、その他の環境の**保全**並びに整備についての**技術**の向上を図り、併せて自動車の**整備事業**の健全な発達に資することにより、公共の**福祉**を増進することを目的とする。

▶ 解説：車両法の目的ごとに関係する主な制度を挙げると、およそ次のとおりとなる。

- 所有権についての公証等を行う……………登録制度
- 安全性の確保、公害の防止、環境の保全を図る……………保安基準、点検整備制度、検査制度
- 整備技術の向上を図る……………整備士技能検定制度
- 整備事業の健全な発達に資する……………認証制度、指定制度

1級 過去出題例

【1】「道路運送車両法」の目的を定めた「道路運送車両法第1条」について、(イ) から (ハ) に当てはまるものとして、下の組み合わせのうち、適切なものはどれか。[1K R7.3]

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の (イ) 及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての (ロ) の向上を図り、併せて自動車の (ハ) 事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

- | (イ) | (ロ) | (ハ) | (イ) | (ロ) | (ハ) |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 1. 保障 | 技術 | 整備 | 2. 保障 | 知識 | 検査 |
| 3. 確保 | 技術 | 整備 | 4. 確保 | 知識 | 検査 |

車体 過去出題例

【1】「道路運送車両法」の目的を定めた「道路運送車両法第1条」について、(イ) から (ハ) に当てはまるものとして、下の組み合わせのうち、適切なものはどれか。[車 R7.3]

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての (イ) 等を行い、並びに安全性の確保及び (ロ) の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の (ハ) を増進することを目的とする。

- | (イ) | (ロ) | (ハ) | (イ) | (ロ) | (ハ) |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 1. 公証 | 事故 | 利益 | 2. 公証 | 公害 | 福祉 |
| 3. 証明 | 事故 | 福祉 | 4. 証明 | 公害 | 利益 |

❷ 原動機付自転車の範囲及び種別（＊１）〈施行規則第１条〉

- １．原動機付自転車の総排気量又は定格出力は、以下のとおりとする。
 - （１）内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（適用除外：側車付のもの。以下同じ。）にあっては、その総排気量は0.125ℓ以下、その他のものにあっては0.050ℓ以下
 - （２）内燃機関以外を原動機とするものであって、二輪を有するものにあっては、その定格出力は1.00kW以下、その他のものにあっては0.60kW以下
- 過去出題 ２．前項に規定する総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車のうち、総排気量が0.050ℓ以下（二輪を有するものであって、最高出力が4.0kW以下のものにあっては、0.125ℓ以下）又は定格出力が0.60kW以下のものを第一種原動機付自転車とし、その他（排気量0.050ℓ超0.125ℓ以下又は定格出力0.60kW超1.00kW以下）のものを第二種原動機付自転車とする。

❷ 軽車両の定義（＊２）〈施行令第１条〉

- １．軽車両は、馬車、牛車、馬そり、荷車、人力車、三輪自転車及びリヤカーをいう。

３級 過去出題例

- 【１】「道路運送車両法」に照らし、次の文章の（ ）に当てはまるものとして、適切なものはどれか。[3G R7.3]

「道路運送車両」とは、（ ）をいう。

- | | |
|----------------|--------------------|
| １．自動車及び原動機付自転車 | ２．原動機付自転車及び軽車両 |
| ３．自動車及び軽車両 | ４．自動車、原動機付自転車及び軽車両 |

- 【２】「道路運送車両法」に照らし、次の文章の（ ）に当てはまるものとして、適切なものはどれか。[3G R4.10]

「道路運送車両」とは、（ ）をいう。

- | | |
|--------------------|----------------|
| １．自動車、原動機付自転車及び軽車両 | ２．自動車及び軽車両 |
| ３．原動機付自転車及び軽車両 | ４．自動車及び原動機付自転車 |

- 【３】「道路運送車両法」に照らし、次の文章の（ ）に当てはまるものとして、適切なものは次のうちどれか。[3N R5.3]

「道路運送車両」とは、（ ）をいう。

- | | |
|----------------|--------------------|
| １．自動車及び軽車両 | ２．自動車、原動機付自転車及び軽車両 |
| ３．自動車及び原動機付自転車 | ４．原動機付自転車及び軽自動車 |

２級 過去出題例

- 【１】「道路運送車両法」に照らし、次の文章の（ ）に当てはまるものとして、適切なものはどれか。[2C R4.3]

この法律で「道路運送車両」とは、（ ）をいう。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| １．普通自動車、小型自動車及び軽自動車 | ２．大型自動車、普通自動車及び小型自動車 |
| ３．小型自動車、普通自動車及び軽車両 | ４．自動車、原動機付自転車及び軽車両 |

【2】「道路運送車両法」に照らし、次の文章の（ ）に当てはまるものとして、適切なものは次のうちどれか。[2N R6.10]

「道路運送車両」とは、（ ）をいう。

1. 普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車
2. 普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車
3. 自動車、原動機付自転車及び軽車両
4. 自動車及び軽車両

【3】「道路運送車両法」及び「道路運送車両法施行規則」に照らし、原動機付自転車の範囲及び種別に関する記述として、不適切なものは次のうちどれか。[2N R5.10]

1. 定格出力は、内燃機関以外を原動機とするものであって、二輪車（側車付のものを除く。）にあっては、1.00kW以下と定義されている。
2. 第一種原動機付自転車とは、原動機付自転車のうち内燃機関を原動機とするものにあつては、総排気量が0.050ℓ以下のものをいう。
3. 総排気量は、内燃機関を原動機とするものであって、二輪車（側車付のものを除く。）にあっては、0.125ℓ以下と定義されている。
4. 第二種原動機付自転車とは、原動機付自転車のうち内燃機関以外を原動機とするものにあつては、定格出力が0.50kW以下のものをいう。



自動車の種別

▷ 3級・2級・車体



第3条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ、構造、原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令（*）で定める。

⚙️ **自動車の種別（*）**〈施行規則第2条〉

1. 普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第1に定める。

◎別表第1 自動車の種別

自動車の種別	自動車の構造及び原動機		自動車の大きさ（m）		
			長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車				
小型自動車	四輪以上の自動車及び被牽引自動車	・ 自動車の大きさが右欄に該当するもののうち、軽自動車、大型特殊自動車、及び小型特殊自動車以外のもの。 ・ 内燃機関（ジーゼル機関を除く）を原動機とする自動車は、総排気量が2.00ℓ以下のもの。	4.70以下	1.70以下	2.00以下
	二輪自動車 三輪自動車	軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの。			

自動車の種別	自動車の構造及び原動機		自動車の大きさ (m)		
			長さ	幅	高さ
軽自動車	二輪自動車以外の自動車及び被牽引自動車	・自動車の大きさが右欄に該当するもののうち、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの。 ・内燃機関を原動機とする自動車は、総排気量が0.660ℓ以下のもの。	3.40以下	1.48以下	2.00以下
	二輪自動車	・自動車の大きさが右欄に該当するもののうち、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの。 ・内燃機関を原動機とする自動車は、総排気量が0.250ℓ以下のもの。	2.50以下	1.30以下	2.00以下
大型特殊自動車	・ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、農耕用トラクタなどの自動車であって、小型特殊自動車以外のもの。 ・ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車。				
小型特殊自動車	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラなどの自動車であって自動車の大きさが右欄に該当するもののうち、最高速度15km/h以下のもの。		4.70以下	1.70以下	2.80以下
	農耕用トラクタなどの自動車であって、最高速度35km/h未満のもの。				

※二輪自動車には側車付二輪自動車を含む。

▶解説：排気量と大きさ

- ・ジーゼル機関で総排気量が2ℓを超える場合、車体の大きさにより普通自動車と小型自動車に区分される。
- ・近年は、ガソリン機関の乗用自動車で、総排気量は小型自動車の基準内であるものの、自動車の大きさが小型自動車の基準を超え、普通自動車となるケースが増えている。
- ・総排気量が2ℓ未満で普通自動車となる例は下表のとおり。

メーカー	車名	型式	排気量	大きさ：mm（長さ×幅×高さ）
トヨタ	プリウス	ZVW60	1.8ℓ	4,600×1,780×1,420
ホンダ	ヴェゼル	RV4	1.5ℓ	4,340×1,790×1,580
三菱	エクリプスクロス	GK1W	1.5ℓ	4,545×1,805×1,685

3級 過去出題例

- 【1】「道路運送車両法」に照らし、自動車の種別に該当しないものは次のうちどれか。[3C R4.3]
 1. 大型自動車 2. 普通自動車 3. 小型自動車 4. 軽自動車
- 【2】「道路運送車両法」に照らし、自動車の種別に該当しないものは次のうちどれか。[3C R5.10]
 1. 軽自動車 2. 小型自動車 3. 普通自動車 4. 大型自動車
- 【3】「道路運送車両法」に照らし、自動車の種別に該当しないものは次のうちどれか。[3N R7.3]
 1. 大型自動車 2. 大型特殊自動車 3. 小型特殊自動車 4. 普通自動車

2級 過去出題例

- 【1】「道路運送車両法」に照らし、自動車の種別として、適切なものは次のうちどれか。[2G R4.10]
 1. 大型自動車、小型自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車
 2. 大型自動車、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車
 3. 普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車
 4. 大型自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車

【2】「道路運送車両法」に照らし、自動車の種別として、適切なものは次のうちどれか。[2C R5.3]

1. 普通自動車、小型自動車、二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車
2. 大型自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車
3. 大型自動車、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車
4. 普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車

【3】「道路運送車両法」に照らし、自動車の種別として、適切なものは次のうちどれか。[2C R6.7]

1. 大型自動車、普通自動車、二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車
2. 大型自動車、普通自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車
3. 普通自動車、小型自動車、二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車
4. 普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車

【4】「道路運送車両法」に照らし、自動車の種別として、該当しないものは次のうちどれか。[2C R6.3]

1. 大型特殊自動車 2. 普通自動車 3. 大型自動車 4. 小型自動車

【5】「道路運送車両法」及び「道路運送車両法施行規則」に照らし、次の文章の（イ）と（ロ）に当てはまるものとして、下の組み合わせのうち、適切なものはどれか。[2C R5.3]

四輪小型自動車の大きさは、長さ（イ）m以下、幅（ロ）m以下、高さ2.00m以下であること。

- | （イ） | （ロ） | （イ） | （ロ） |
|---------|------|---------|------|
| 1. 4.00 | 1.48 | 2. 4.70 | 1.70 |
| 3. 5.00 | 1.80 | 4. 5.40 | 1.95 |

【6】「道路運送車両法」及び「道路運送車両法施行規則」に照らし、長さ4.69m、幅1.69m、高さ1.87mで原動機の総排気量が2.89ℓのジーゼル車の該当する自動車の種別として、適切なものは次のうちどれか。[2D R3.3]

1. 普通自動車 2. 小型特殊自動車 3. 小型自動車 4. 軽自動車

【7】「道路運送車両法」及び「道路運送車両法施行規則」に照らし、二輪の軽自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの）の大きさと排気量について、次の文章の（イ）と（ロ）に当てはまるものとして、下の組み合わせのうち、適切なものはどれか。

[2N R7.10/2N R4.10]

自動車の長さは（イ）m以下、幅は1.30m以下、高さは（ロ）m以下であり、内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が0.250ℓ以下のものに限る。

- | （イ） | （ロ） | （イ） | （ロ） |
|---------|------|---------|------|
| 1. 2.00 | 1.70 | 2. 2.50 | 1.70 |
| 3. 2.50 | 2.00 | 4. 3.40 | 2.00 |

【8】「道路運送車両法」及び「道路運送車両法施行規則」に照らし、長さ4.99m、幅1.69m、高さ1.99mで原動機の総排気量が2.95ℓのジーゼル車の該当する自動車の種別として、適切なものは次のうちどれか。[2D R4.10]

1. 小型自動車 2. 小型特殊自動車 3. 大型自動車 4. 普通自動車

Ⅱ 道路運送車両の保安基準

★編注：本書では次のように原文を省略している。

「専ら乗用の用に供する自動車」⇒「乗用自動車」

「貨物の運送の用に供する自動車」⇒「貨物自動車」

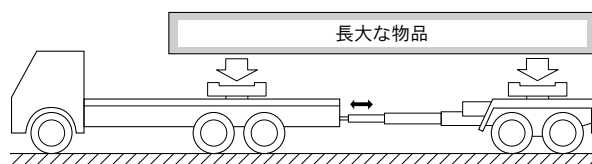
1. 自動車の構造

用語の定義

第1条 この省令（保安基準）における用語の定義は、車両法第2条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1)「牽引自動車」とは、専ら被牽引自動車を牽引することを目的とすると否とにかかわらず、被牽引自動車を牽引する目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。
- (2)「被牽引自動車」とは、自動車により牽引されることを目的とし、その目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。
- (2)の2「ポール・トレーラ」とは、柱、パイプ、橋げた、その他長大な物品を運搬することを目的とし、これらの物品により他の自動車に牽引される構造の被牽引自動車をいう。

▶解説：ポール・トレーラは、大型特殊自動車で貨物自動車に分類される。



■ ポール・トレーラを装着した連結車

- (4)「旅客自動車運送事業用自動車」とは、道路運送法第2条第3項の旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
▶解説：「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
旅客自動車運送事業用自動車には、路線バス、貸切バス、タクシー、ハイヤー、有償送迎バスなどがある。
- (5)「幼児専用車」とは、専ら幼児の運送の用に供する自動車をいう。
- (6)「空車状態」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し、及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等、運行に必要な装備をした状態をいう。
▶解説：空車状態の自動車の重量を「車両重量」という。
- (7)「高压ガス」とは、高压ガス保安法第2条の高压ガスをいう。
▶解説：高压ガスの定義：高压ガス保安法第2条では、常温ゲージ圧力で1.0MPa以上の圧縮ガス及び常温ゲージ圧力で0.2MPa以上の液化ガスなどを高压ガスと定義している。圧縮天然ガス（CNG）自動車に使われているCNGは、満タン充填時で約20MPa（40MPa）となるため、高压ガスに該当する。また、液化石油ガス（LPG）自動車に使われているLPGは、常温で約0.2～0.8MPaの圧力でボンベに充填されているため、やはり高压ガスとなる。
- (8)「ガス容器」とは、高压ガスを蓄積するための容器をいう。

- (10)「内圧容器」とは、常用の温度における圧力（ゲージ圧力）が0.2MPa以上の圧縮ガスで、
 高压ガス以外のものを蓄積するための容器（制動装置用容器以外の容器で、内径200mm
 未満、長さ1,000mm未満のもの又は容積40ℓ未満のものを除く。）をいう。
- (11)「火薬類」とは、火薬類取締法第2条の火薬類をいう。
- (12)「危険物」とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の
 性質欄に掲げる性状を有するものをいう。
- (13)「緊急自動車」とは、消防自動車、警察自動車、救急自動車、公共用応急自動車等をいう。
 （詳細は省略）
- (13)の2「道路維持作業用自動車」とは、道路交通法第41条第4項の道路維持作業用自動車
 をいう。
 ▶解説：具体的には、ロード・ローラや道路パトロールカーが該当する。
- (15)「軸重」とは、自動車の車両中心線に垂直な1mの間隔を有する2平行鉛直面間に中心
 のあるすべての車輪の輪荷重の総和をいう。
- (16)「最遠軸距」とは、自動車の最前部の車軸中心（セミトレーラにあっては連結装置中心）
 から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。
- (17)「輪荷重」とは、自動車の1個の車輪を通じて路面に加わる鉛直荷重をいう。
- (18)「高速道路等」とは、道路交通法で規定する最高速度60km/hを超える道路をいう。

●用語の定義〈細目告示第2条〉

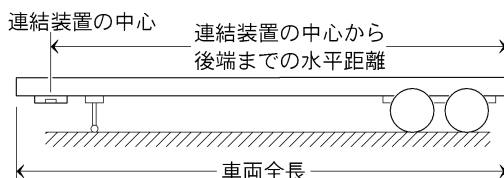
1. この告示における用語の定義は、車両法第2条及び保安基準第1条に定めるもののほか、
 次の各号に定めるところによる。
- (6)「損傷」とは、当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂、又は
 腐食をいう。
- (7)「検査時車両状態」とは、空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態をいう。この
 場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下
 降させた状態の自動車に運転者1名が乗車した状態をいう。
- (9)「積車状態」とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の
 物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員1人の重量は55kgとし、座席
 定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均
 等に積載したものとす。

▶解説：積車状態の自動車の重量を「車両総重量」という。

長さ、幅及び高さ

▷ 3級・1級

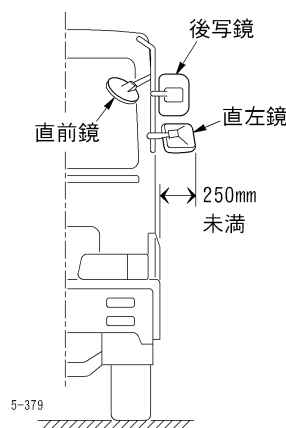
過去出題 第2条 自動車は、告示（＊1）で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心からセミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち告示（＊2）で定めるものにあっては、13m）、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。



■ セミトレーラの長さ

2. 次の各号に掲げるものは、告示（＊3）で定める方法により測定した場合において、それぞれ当該各号に定める突出量の範囲を超えて突出してはならない。

- (1) 外開き式の窓及び換気装置並びに直前直左鏡等の装置…その自動車の最外側から250mm未満又はその自動車の高さから300mm未満
- (2) 後写鏡及び後方等確認装置…その自動車の最外側から250mm未満又はその自動車の高さから300mm未満（その自動車より幅の広い被牽引自動車^{けん}を牽引する牽引自動車^{けん}に備える場合にあっては、その被牽引自動車^{けん}の最外側）
- (3) 自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置、その他の告示（＊4）で定める装置…その自動車の最外側から250mm未満かつその自動車の高さから300mm未満であって告示（＊5）で定める突出量の範囲



■ 後写鏡等の突出限度

過去出題 長さ、幅、高さの基準〈細目告示第162条〉

1. 自動車の測定に関し、告示（＊1）で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。
 - (1) 空車状態
 - (2) はしご車のはしご、架線修理自動車のやぐら、その他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態
 - (3) 折畳式のほろ、工作自動車の起重機、その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用される全ての状態。ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。
 - (4) 車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、直前直左鏡、周辺監視装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取り外した状態
2. 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある状態の自動車を水平かつ平坦な面に置き、巻き尺等を用いて測定する。ただし、単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。

車 両 法

★この法律の目的 (第1条)

この法律は、道路運送車両に関し、**所有権** についての **公証** 等を行い、並びに安全性の **確保** 及び **公害** の防止、その他の環境の **保全** 並びに整備についての **技術** の向上を図り、併せて自動車の **整備事業** の健全な発達に資することにより、公共の **福祉** を増進することを目的とする

★定義 (第2条)

道路運送車両 **自動車**、**原動機付自転車** 及び **軽車両** をいう

★原動機付自転車の範囲及び種別 (施行規則第1条)

形状 原動機の種別	二輪車 ※側車付を除く	その他
内燃機関 (総排気量)	0.125 ℓ 以下	0.050 ℓ 以下
内燃機関以外 (定格出力)	1.00kW以下	0.60kW以下

※更に、原動機の総排気量又は定格出力によって以下に分類される

- ①第一種原動機付自転車：総排気量0.050 ℓ 以下又は定格出力が0.60kW以下のもの
- ②第二種原動機付自転車：第一種原動機付自転車以外のもの

★自動車の種別 (第3条)

自動車の種別	▪ 普通 自動車 ▪ 小型 自動車 ▪ 軽 自動車 ▪ 大型特殊 自動車 ▪ 小型特殊 自動車 ※大型自動車はない
自動車の大きさ	▪ 小型自動車：長さ4.70m以下 幅1.70m以下 高さ2.00m以下 ▪ 軽自動車 (二輪自動車)：長さ2.50m以下 幅1.30m以下 高さ2.00m以下
ジーゼル機関	総排気量が2 ℓ を超える場合でも、車体の大きさにより普通自動車と小型自動車に区分

★登録の一般的効力 (第4条)

登録の必要がない自動車 ▪ **軽自動車** ▪ **小型特殊自動車** ▪ **二輪の小型自動車**

★登録の申請期限 (第12・13・15・16条)

変更登録／移転登録／永久抹消登録／一時抹消登録の申請期限 **15日以内**

★打刻の塗まつ等の禁止 (第31条)

何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない

法令教本 令和8年（2026年）版

■ 監修 全国自動車大学校・整備専門学校協会

■ 発行所 株式会社 公論出版

■ 販売代理 TEBRA書店

■ 定価 1,800円（税込）

■ 発行日 令和8年3月15日
